

第 6 編
災害応急対策
【事故等の災害対策編】

第 6 編 災害応急対策【事故等の災害対策編】

第 1 節 危険物施設等の事故対応	6-1
第 2 節 航空機・列車事故等への対応	6-3
第 3 節 油等流出事故への対応	6-4
第 4 節 原子力災害対策	6-5
第 5 節 大規模火災の対策	6-7
第 6 節 林野火災の対策	6-8

第1節 危険物施設等の事故対応

事故発生による、危険物施設等の被害拡大の防止対応について定める。

活動項目	実施担当
1.避難の指示等	総括チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム 消防チーム
2.救助・消火活動	消防チーム
3.警戒区域の設定	総括チーム 受援情報チーム 応急復旧チーム 消防チーム
4.資機材等の確保	物資調達チーム 消防チーム
5.施設等の使用の一次停止命令等	消防チーム

1. 避難の指示等【総括、避難所・教育、医療保健、消防】

危険物施設の事故等が発生した場合、速やかに三重県へ通報し、危険物の所有者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示する。また、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、地域団体等と連携して、発生事案に応じ、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

2. 救助・消火活動【消防】

人命安全対策及び人命検索救助活動を優先し、災害の拡大を防止する。災害発生時、事業所の関係者等から多角的に情報を収集、報告・助言を受け、必要に応じ、関係公共的団体の強力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。なお、消火活動等の実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について十分留意する。

3. 警戒区域の設定【総括、受援情報、応急復旧、消防】

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。警戒区域の設定について対象地域及び周辺地域に周知するとともに道路等の規制を行う。

また、警戒区域の設定については三重県に助言を求めることができる。

4. 資機材等の確保【物資調達、消防】

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等の必要資機材が不足する場合は、三重県に対し必要資機材の提供を要請する。

5. 施設等の使用の一次停止命令等【消防】

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をする。

関係機関の役割

関係機関	実施項目
三重県	①警戒区域設定の助言 ②被害状況の把握 ③資機材の提供
桑名警察	①避難誘導 ②交通規制

第2節 航空機・列車事故等への対応

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動について定める。

活動項目	実施担当
1.活動体制の確立	総括チーム 受援情報チーム 消防チーム
2.応急対策活動	受援情報チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 消防チーム

1. 活動体制の確立【総括、受援情報、消防】

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、三重県と連携を図り、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。また、必要な場合は、災対本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに三重県へ報告する。

また、必要に応じて、現地対策本部を設置する。

2. 応急対策活動【受援情報、避難所・教育、医療保健、応急復旧、消防】

必要に応じて、次の応急対策活動などを三重県と連携し、迅速かつ的確に実施する。

- ア 被害情報の収集
- イ 消防応急活動及び救助活動
- ウ 医療・救護活動
- エ 被災者及び地域住民の避難対策活動
- オ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

関係機関の役割

関係機関	実施項目
三重県	①被害状況の把握 ②医療活動の支援
桑名警察	①救出救護 ②交通規制
鉄道事業者	①関係列車の非常停止及び乗客の避難 ②救助・救急活動及び消防活動

第3節 油等流出事故への対応

海難事故により油及び有害物質の流出事故が発生した場合における周辺地域の人命や財産等の災害から保護について定める。

活動項目	実施担当
1.連絡調整本部との連携	総括チーム 受援情報チーム 環境衛生チーム 消防チーム
2.応急対策活動	受援情報チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 消防チーム

1. 連絡調整本部との連携【総括、受援情報、環境衛生、消防】

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、第四管区海上保安本部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等に調整本部等が設置された場合は、同本部に連絡員を派遣し、若しくは三重県を通じ、密接な連携を図る。

2. 応急対策活動【受援情報、環境衛生、避難所・教育、医療保健、応急復旧、消防】

必要に応じて、次の応急対策活動などを迅速かつ的確に実施する。

- ア 沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動及び連絡調整
- イ 災害情報の収集及び伝達
- ウ 住民に対する広報
- エ 避難の指示等及び誘導
- オ 資機材の調達搬入

関係機関の役割

関係機関	実施項目
海上保安庁	①流出油等の拡大防止措置 ②救助・救急搬送
三重県	①被害状況の把握 ②資機材の提供 ③漂着油等の防除活動への協力

第4節 原子力災害対策

県内に原子力発電所等は立地していないものの、過去の事故による放射性物質の拡散状況を考慮し、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制の整備について定める。

活動項目	実施担当
1.情報収集と広報	総括チーム 受援情報チーム
2.防護措置	総括チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム
3.環境汚染への対処	環境衛生チーム
4.避難受入	避難所・教育チーム
5.風評被害の軽減	受援情報チーム 応急復旧チーム
6.健康相談	医療保健チーム

1. 情報収集と広報【総括、受援情報】

三重県との情報交換及び協力を密にし、入手した情報を必要に応じて住民及び関係機関へ周知する。

2. 防護措置

(1)屋内退避・避難誘導【総括、避難所・教育】

関係機関と連携し、住民への多様な媒体を活用した、屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

(2)スクリーニング及び除染【環境衛生、医療保健】

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、三重県と連携し、スクリーニングや除染及びモニタリングを行う。

(3)水道水・食品の摂取制限等【応急復旧、上下水道】

三重県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、必要な措置をとる。

3. 環境汚染への対処【環境衛生】

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、国の指

導・助言、指示又は三重県からの情報に基づき必要な対策を検討する。

4. 避難受入【避難所・教育】

県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を避難所として設置する。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

5. 風評被害の軽減【受援情報、応急復旧】

三重県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため、農林水産業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

6. 健康相談【医療保健】

住民の健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき、国及び三重県とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

関係機関の役割

関係機関	実施項目
三重県	①情報収集 ②モニタリング ③防護措置 ④汚染への対処 ⑤避難受入 ⑥風評被害等の軽減 ⑦健康相談
桑名警察	①避難誘導 ②交通規制
津地方気象台	①気象情報の提供

第5節 大規模火災の対策

大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備について定める。

活動項目	実施担当
1.情報収集・伝達	総括チーム 受援情報チーム 消防チーム
2.予防及び消防活動	消防チーム
3.避難措置	避難所・教育チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 消防チーム

1. 情報収集・伝達【総括、受援情報、消防】

災対本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

2. 予防及び消防活動【消防】

火災気象通報を受けたときは必要に応じて火災警報を発令し、火災予防上必要な措置をとる。火災の直接的な被害とともに、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。自らの消防力のみでは対応できないときは速やかな応援要請による部隊増強を図る。

3. 避難措置【避難所・教育、医療保健、応急復旧、消防】

発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。また、必要に応じて避難所を開設し、必要な措置をとる。

関係機関の役割

関係機関	実施項目
三重県	①被害状況の把握 ②応援の要請
桑名警察	①避難誘導 ②区域の警戒

第6節 林野火災の対策

林野火災による広範囲にわたる林野の焼失などの被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合のその被害軽減について定める。

活動項目	実施担当
1.情報収集・伝達	総括チーム 消防チーム
2.予防及び消防活動	消防チーム
3.空中消火活動	応急復旧チーム 消防チーム

1. 情報収集・伝達【総括、消防】

災対本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

2. 予防及び消防活動【消防】

林野火災の予防上危険な気象状況になり危険であると認めたときは、林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令し、防火指導の強化や火の使用制限の徹底を行う。火災気象通報を受けたときは必要に応じて火災警報を発令し、火災予防上必要な措置をとる。消防活動は、消防機関を動員して実施する。自らの消防力のみでは対応できないときは速やかな応援要請による部隊増強を図る。

3. 空中消火活動【応急復旧、消防】

市は重大な事態となるおそれがあるときは、県にヘリコプターの応援を要請する。要請時には火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の侵入が容易であり、100 トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を空中消火基地として選定する。また、資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立します。

関係機関の役割

関係機関	実施項目
三重県	①被害状況の把握 ②空中消火
桑名警察	①交通規制 ②資機材搬送の先導